

## 「第8回 千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議」

(令和2年5月22日開催)

### 【知事の指示事項等】

昨日、国において緊急事態宣言の対象区域の見直しがされましたが、千葉県を含む1都3県は、引き続き対象区域とされました。

しかしながら、千葉県単体で見れば、直近3週間の新規感染者数は一桁で推移しており、国が示す主な解除基準を達成しています。

このことは、県民や事業者の皆様が、外出自粛や休業等に真摯に取り組んでいただいた成果であると受け止めております。

こうした状況から、私としては、休業要請の一部解除等を検討すべき時期にあると考えております。

本日は、県内の感染状況等を踏まえ、緊急事態措置の変更等について、協議したいと思っております。

### <本県の緊急事態措置の変更について>

千葉県では、本日5月22日から、これまでの緊急事態措置を一部緩和し、図書館等、県民の文化的・健康的な生活を維持するために必要であり、「3つの密」の発生抑止が比較的容易な施設については、休業要請を解除することとします。

その他の施設については、県内の感染状況や、近隣都県の状況、国の動向を踏まえた上で、概ね1週間ごとに検討を行い、休業要請の段階的な解除を進めることとします。

なお、首相の発言にあったとおり、仮に5月25日に緊急事態宣言が解除された場合には、区分Bの施設について、その時点で解除が可能かどうか、検討することとします。

また、各施設においては、千葉県が示す感染拡大防止対策を行うとともに、業種ごとのガイドラインが策定されている場合には、それを遵守していただくよう、要請することとします。

<県有施設等の利用制限の緩和について>

資料に記載のとおり、一部の県有施設について使用を再開することとします。

<知事から各部局庁に対する指示事項>

各部局においては、本日決定した事項について、県民の皆様や関係団体等に速やかに周知するよう、指示します。

<知事から職員に対する指示事項>

今回、緊急事態措置の一部を緩和することとしましたが、今後、再び感染が拡大するおそれは常にあります。

職員の皆様においては、ここで気を緩めずに、引き続き、感染拡大防止対策に取り組んでください。